

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月

昭和52年5月に結婚し、A町に住所を移し、国民年金の加入手続を行った。厚生年金保険の資格喪失日が52年3月1日だったため、年金の空白期間が2か月生じることとなり、義父に記録をつなげた方がいいと言われたこともあり、役場職員に遡って加入が可能か確認したところ、加入できるということであったので、2か月遡って加入し、役場内のB銀行で保険料を納付した。年金手帳にもその記載があり、空白期間は無いものと思っていた。5月の入籍時点での加入とすれば、このようなことは起こらなかった。わざわざ空白期間を埋めるために遡って加入した意味がない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、資格取得日が、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和52年3月1日と記載されており、A町（現在は、C市）の被保険者名簿の資格取得日と一致していない上、申立て以外の年金記録についても同様に一致していないことが確認できることから、行政側で、申立人の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立期間は1か月と短期間である上、申立人は国民年金の加入手続時から付加保険料も納付しており、さらに、国民年金への加入を勧めた申立人の義父は、国民年金制度発足時から、保険料を完納しているほか、昭和49年4月からは付加保険料も納付していることから、国民年金保険料の納付意欲が高かったものと考えられる。

加えて、一緒に加入手続を行った申立人の夫は、「父親から、遡って国民年金への加入が可能か役場で確認し、記録をつなげるようにと言われ、その旨を役場の職員に確認の上、まとめて役場内のB銀行で納付した。」と証言しており、申立期間当時、A町役場内には同行が存在していたことから、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年9月まで
20歳からはA市で実父が国民年金の加入手続をして保険料を納めた。結婚でB市にきた以降の国民年金保険料の納付は夫に依頼した。夫は申立期間の保険料が納付済みになっており、私だけ3か月未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料のみが納付されていないのは不自然である。

さらに、申立人のB市の昭和48年度国民年金保険料収入台帳から、第1期分及び第4期分が督促された後に現年度にて国民年金保険料が納付されたことが確認でき、申立期間も督促が行われていることから同様に国民年金保険料が納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から56年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年11月から56年10月まで

国民年金等の加入手続は全て母親に任せていた。現在、母親は病気のため確認できないが、以前から申立期間について国民年金に加入して保険料を納付していたと言っていた。昭和50年8月に前の会社を退社した時も、すぐに国民年金に加入しているので、A社を退社した後も、すぐに国民健康保険と国民年金に加入して保険料を納付していたはずであるから、申立期間の国民年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親は現在、病気療養中のため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和55年10月26日からB市の国民健康保険に加入していることが確認できるものの、現在、保存されている申立人の国民年金被保険者台帳によると、58年4月19日に56年11月20日まで遡り国民年金被保険者資格の再取得の手続をしていることが確認できる上、その再取得日は同市の申立人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金被保険者として管理されておらず、未加入期間であり、申立人へ国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、関係人の証言も得られないことから、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付した事実を推認することは困難である。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。